

改正

令和元年7月1日条例第14号

佐久市川村吾蔵記念館条例

(設置)

第1条 川村吾蔵の業績を顕彰し後世に伝えていくとともに、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、創造的活動への参画を通じたさまざまな交流の機会を創出し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の形成に寄与するため、川村吾蔵記念館（以下「記念館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市川村吾蔵記念館	佐久市田口3112番地

(事業)

第3条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 川村吾蔵の制作した美術作品及び関連する資料並びに美術に関する情報及び資料（以下「美術資料等」という。）の収集、保管、公開及び利用に関すること。
- (2) 川村吾蔵及び美術に関する調査研究に関すること。
- (3) 美術その他の芸術に関する創造的活動（以下「創造的活動」という。）の機会を創出すること。
- (4) 創造的活動に対する支援をすること。
- (5) 施設及び設備の使用並びに施設、設備及び入館者の管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するために必要なこと。

(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、除く。）
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(開館時間)

第5条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、多目的室は、午後9時まで使用することができる。

- 2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、前項に規定する開館時間を変更することができる。

(観覧料の納付)

第6条 展示室に展示されている美術資料等を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

(美術資料等の利用)

第7条 記念館に保管され、又は展示されている美術資料等について、学術研究等のため利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者（以下「特別利用者」という。）は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、別表第2に定める区分に応じ、同表に定める額の範囲内において教育委員会が定める特別利用料を納付しなければならない。
- 3 特別利用料の納付は、当該許可を受けたときとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(施設の使用)

第8条 多目的室を使用（以下「施設使用」という。）しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める区分に応じ、同表に定める額の範囲内において教育

委員会が定める施設使用料を納付しなければならない。

- 3 施設使用料の納付は、当該許可を受けたときとする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第9条 教育委員会は、観覧者、特別利用者及び施設使用者（以下「観覧者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、退館を命ずることができる。

- (1) 記念館の施設若しくは美術資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 記念館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められるとき。

(特別利用及び施設使用の制限)

第10条 教育委員会は、前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別利用又は施設使用の許可をしないことができる。

- 2 教育委員会は、特別利用又は施設使用の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(特別利用及び施設使用の停止)

第11条 教育委員会は、特別利用者又は施設使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別利用又は施設使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 特別利用及び施設使用の目的以外に使用したとき。
- (4) 特別利用及び施設使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定において、特別利用者又は施設使用者に生じた損害については、教育委員会はその責を負わない。

(観覧料等の還付)

第12条 既納の観覧料、特別利用料及び施設使用料（以下「観覧料等」という。）は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の減額又は免除)

第13条 市長は、別に規則で定める場合において、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第14条 観覧者等は、施設若しくは美術資料等を損傷し、又は滅失したときは、次に定めるところにより損害を賠償しなければならない。

- (1) 建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、現品又は損傷の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額
- (2) 美術資料等を損傷し、又は滅失したときは、その美術品等の時価又は損傷の箇所の修理のために必要と認められる経費に相当する額

- 2 前項の規定にかかわらず、天災その他特別な理由があると認められるときは、市長は、損害賠償義務を免除することができる。

(職員)

第15条 記念館に、館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(協議会)

第16条 記念館に関する必要な事項を協議するため、協議会を置く。

- 2 協議会は、記念館の運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。

- 3 協議会の委員は、学校教育若しくは社会教育の経験者又は識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 4 委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月30日から施行する。ただし、第15条、第16条及び附則第2項の規定は平成22年4月1日から、附則第3項の規定は平成22年6月1日から施行する。

(佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 佐久市特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年佐久市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「

望月歴史民俗資料館協議会委員			6,500円
----------------	--	--	--------

」を「

望月歴史民俗資料館協議会委員			6,500円
----------------	--	--	--------

川村吾蔵記念館長	予算の範囲内で任命権者の定める額		
----------	------------------	--	--

川村吾蔵記念館協議会委員			6,500円
--------------	--	--	--------

」に改める。

(佐久市積立基金条例の一部改正)

3 佐久市積立基金条例(平成17年佐久市条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第7中「

佐久市ふるさとづくり基金	ふるさと創生への地域づくりを図る。	「自ら考え、自ら行う地域づくり」事業に要する経費の財源に充てる。	一般会計
佐久市川村吾蔵記念館施設整備基金	川村吾蔵記念館の施設整備を図る。	川村吾蔵記念館の施設整備等に要する経費の財源に充てる。	一般会計

」を「

佐久市ふるさとづくり基金	ふるさと創生への地域づくりを図る。	「自ら考え、自ら行う地域づくり」事業に要する経費の財源に充てる。	一般会計
--------------	-------------------	----------------------------------	------

」に改める。

附 則 (令和元年7月1日条例第14号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(佐久市佐久情報センター条例等の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(第28条及び第45条の規定を除く。)は、施行日以後の使用等に係る使用料等について適用する。ただし、施行日前にされた使用許可等に基づく使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表第1 (第6条関係)

区分		観覧料(1人1回につき)	
		個人	団体
コレクション展	一般	310円	260円
	高校生及び大学生	200円	150円
	小学校及び中学校の児童又は生徒	100円	50円
特別企画展	一般	その都度定める額	
	高校生及び大学生		
	小学校及び中学校の児童又は生徒		

(備考) 1 「コレクション展」とは、記念館が所蔵する美術資料等を中心とする展示をいう。

2 「特別企画展」とは、前項に規定する以外の記念館が特別に企画した展示をいう。

3 「一般」とは、15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了した者のうち、高校生、大学生以外の者をいう。

4 「高校生」とは、高等学校、高等専門学校及び専修学校に在学する生徒並びにこれら

に準ずる者をいう。

- 5 「大学生」とは、大学及び短期大学に在学する学生並びにこれらに準ずる者をいう。
 6 「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。この場合、構成員の中に一般、大学生、高校生などが混在している場合には、すべての構成員を合計した人員が20人以上の場合、表の団体区分の観覧料を適用する。

別表第2（第7条関係）

区分		単位	特別利用料
記念館建物内における利用	熟覧	1点1回	520円
	模写	1点1日	2,090円
	模造	1点1日	5,230円
	撮影	1点1回	10,470円
記念館建物外における利用	写真原板又はデータの利用	1点1回	5,230円
	収蔵する美術作品の利用	1点1回	10,470円
	美術作品以外の収蔵資料の利用	1点1回	8,380円

（備考）1 「1点」とは、原則的に各個を1点とするが、セットをなす美術資料等は、セットで1点とみなす。

2 「1回」とは原則として1日を超えない範囲をいう。

別表第3（第8条関係）

区分			施設使用料（1時間につき）
A	BからLまで以外の場合		310円
B	入場料その他これに類する料金	入場料等の額が500円未満の場合	410円
C	（その額に段階があるときは、最高の額とする。「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料	入場料等の額が500円以上の場合	620円
D	物品を販売するなど入場料等以外に収入が発生する場合（その額に	その他料金の額が1,000円未満の場合	410円
E	段階があるときは、最高の額とする。「その他料金」という。）の	その他料金の額が1,000円以上10,000円未満の場合	520円
F	使用料	その他料金の額が10,000円以上の場合	620円
G	BかつDの場合		730円
H	BかつEの場合		830円
I	BかつFの場合		940円
J	CかつDの場合		830円
K	CかつEの場合		940円
L	CかつFの場合		1,040円

（備考）1 「入場料」とは、施設使用者が多目的室で行う事業において、入場を希望する者から徴収する金銭をいう。

2 使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

3 準備、片付けなどを含め、施設内に滞在できる時間は、開館時間の範囲とする。